

# 公益社団法人埼玉県社会福祉士会事務局の組織及び運営に関する規則

規則第4号

2011年7月1日制定

## (目的)

第1条 この規則は、公益社団法人埼玉県社会福祉士会（以下「本会」という。）事務局の組織及び運営に関する基本的事項を定めることを目的とする。

## (設置場所)

第2条 事務局は、定款第2条に定める事務所に置く。

2 前項の規定にかかわらず、必要があるときは、理事会の決定により、他の場所に臨時の事務局を置くことができる。

## (開設日及び時間)

第3条 事務局は、月曜日から金曜日までの毎日、午前9時30分から午後5時30分までの間、業務を行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる日は休業日とする。

- (1) 国民の祝日及び振替休日
- (2) 12月29日から翌年の1月3日まで

## (所掌事務)

第4条 事務局は、次の各号に定める事務を行う。

- (1) 本会が行う事業の事務に関すること。
- (2) 本会の役職員及び機関に関すること。
- (3) 本会の会員情報の管理に関すること。
- (4) 本会の文書及び公印の管理に関すること。
- (5) 本会の会計及び契約並びに資産の管理に関すること。
- (6) 関係機関との連絡調整に関すること。
- (7) 事務所の維持管理に関すること。
- (8) 登記に関すること。
- (9) その他の庶務に関すること。

2 事務局は、前項各号に定めるほか、必要な事務を行う。

## (事務局長)

第5条 事務局長は、理事会の同意を得て、原則として会員の中から会長が委嘱する。

2 事務局長は、会長の命を受けて事務局を統括する。

## (事務局次長)

第6条 会長が必要と認めるときは、事務局次長を置くことができる。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長の命を受けて事務局の日常業務を処理する。

**(職員)**

**第7条** 本会の事務を遂行のため、事務局に職員を置く。

2 職員は、事務局長の命を受けて、事務局の事務を所掌する。

**(委任)**

**第8条** この規則に定めるほか、事務局の運営に必要な事項は、理事会の同意を得て会長が別に定める。

**(改正)**

**第9条** この規則を改正するときは、総会の承認を得なければならない。

**附 則**

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。